

患者説明手順

説明と同意（インフォームドコンセント）は、主治医と患者との間の良好なコミュニケーションのもとに主治医が患者に対して十分な説明と情報の開示を行い、患者の自発的な意思決定での同意を得ることである。

（１）主治医の説明

主治医は下の点について、患者や家族への説明を行う。また、その際には患者や家族に理解できる言葉を使用し、説明の合間に患者や家族に質問の機会を与え、患者や家族が理解できたかを確認しながら進める必要がある。

患者や家族の理解が得やすいように、図や説明のための資料を準備しておくことが望ましい。

患者や家族が理解できるまで十分な時間をかけて行う。

またセカンドオピニオンが保障されていることを説明すること。

- ・ 現在の病状（診断名、重症度、原因）
- ・ 予定している治療行為の具体的な内容
- ・ 治療行為を採用する理由
- ・ 治療行為によって起こりうる合併症と伴う危険性の程度
- ・ 治療を行った場合の期待できる効果と限界
- ・ 治療を行わなかった場合に予測される病状の推移
- ・ 代替治療方法の有無とその場合の利害損失

これらの説明を過不足なく行うために、説明時の記録を規定の様式を用いて行うものとする。尚、様式のチェック項目については該当が無い場合にも必ず記入を行う。

※複数の診療科が治療を行う場合には医師および診療科での合同での情報提供を行い、一貫性を損なわないように説明を行う。

(2) 患者の同意

主治医の説明が行われ、患者に十分な理解がなされた治療行為について患者の同意を確認する。

患者が納得して同意したかを記録として「同意書」に記載することとし患者本人の署名または捺印をいただくものとする。

※患者本人が意思決定できない（と考えられる）場合

患者が未成年であったり、あるいは心身障害のために判断能力がない場合や署名不能の場合には、患者に代わって最も適切な最近親者（配偶者、父母、同居の子など）や後見人や扶養義務者などに説明を行い承諾を得るものとする。

その際、同意書には代理承諾として署名または捺印をいただくものとする。

(3) 先進医療，高度医療を行う場合

一般的でない医療や、十分な治療成績の実績が得られていない治療行為を計画する場合にはインフォームドコンセントを遵守し、ヘルシンキ宣言および当院の倫理規程から逸脱することなく、倫理委員会に諮り承認を得るものとする。

※説明に際しての留意点

- ①説明にはプライバシーの確保できる個室を使用すること。
- ②医師、患者様、ご家族以外に立会人として関係する病院スタッフを同席させること。

令和元年 6 月 1 日 改訂